

堺市議会ハラスメント防止条例(案)

(大阪維新の会堺市議会議員団提案分)

日本国憲法に規定された地方自治の本旨に基づき、直接選挙で選ばれた市民の代表である堺市議会議員（以下「議員」という。）は、市民から負託された期待に応えるため、全体の奉仕者として、市民福祉の向上及び市政の持続的発展に努めなければならない。

議員は、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行することを活動原則としているが、ハラスメントは、それを行う者の認識の有無にかかわらず、基本的人権を損ない、尊厳を傷つけ、心身に被害を与える人権侵害であり、市民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなる。このことから、人権擁護宣言都市である本市の議員は、率先して人権擁護に努め、ハラスメントを絶対に許さないという強い認識に立ち、行動しなければならない。

よって、堺市議会（以下「議会」という。）は、全ての職員が個人としての尊厳を尊重され、相互に信頼し合い、快適に働くことができる環境を確立することで、その役割を十分発揮できるようにするため、議員によるハラスメントの未然防止と排除に努め、もって市民から信頼される議会の実現をめざすことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議員による職員に対するハラスメントを未然に防止し、及び排除するために必要な事項を定め、もって市民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 職務に関して優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害することとなる行為
- (2) 他の者を不快にさせる性的な言動
- (3) 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができない等に対する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動によりその者の勤務環境を害することとなる行為
- (4) その他個人の人格若しくは尊厳を害し、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は個人の勤務環境を害する行為

2 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職に属する職員（議員を除く。）をいう。

(議長の責務)

第3条 議長は、議員によるハラスメントの未然防止に努めるとともに、議員によるハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

(議員の責務)

第4条 議員は、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理性を保持し、ハ

ラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、及び勤務環境を害するものであること並びに職員が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、並びに職員の人格を尊重した活動をしなければならない。

2 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

3 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態について報告をしなければならない。

(研修等)

第5条 議長は、議員によるハラスメントの未然防止及び排除を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(相談窓口の設置)

第6条 議長は、別に定めるところにより、議員によるハラスメントに関する苦情の申出及び相談に対応し苦情等の円滑かつ公正な解決を図るため、ハラスメント相談窓口を設置しなければならない。

(事実関係の把握等)

第7条 議長は、第4条第3項の規定により議員から報告があったとき、及び職員から前条のハラスメント相談窓口でハラスメントに関する申出があったときは、別に定めるところにより、速やかに、当該報告及び申出に係る事実関係を把握するために調査しなければならない。

(防止措置等)

第8条 前条の規定による調査の結果、議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、議長は、ハラスメントの継続等を防止するため、当該議員に対し、ハラスメントをしないよう求め、又は勧告する等の措置を講じなければならない。

2 議長は、ハラスメントを行ったとする議員が前項の規定による措置に応じないときは、当該議員の氏名、相談内容その他必要な事項を公表しなければならない。

(議長職務の代行)

第9条 議長が調査対象となったときは、副議長がこの条例に規定する議長の職務を行う。

(被害者等のプライバシーの保護)

第10条 議員は、議員によるハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの確保に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。